

復讐総務部長殿

復讐部第四號ノ一一五

昭和三十三年十一月二十日

大阪地方復讐局総務部長

十一月二十日

22 21

復讐部第四號ノ一一五
尾 崎 新 一 殿

京都府南桑田郡馬路村海軍倉庫に保管してあつた錫に關する件照會

首題の件に關して連合軍最高司令部の調査要求に基き終邊並に内務省調査
部第二復讐局資料整理部長より別紙の通り調査依頼があつたが本件貴
本職中の主要事項とも考へられ且現在當處には當時の關係者は誰も居らな
附のて参考事項可成詳細（御記憶でも差支ない）至急何分の御回答相願し
たい

記

京都府南桑田郡馬路村海軍倉庫に保管してあつた「錫」九五五九八九五に

關し

0947

「右の倉庫は大阪警理部として（海軍省經理局の代行事務を含めて）關係したことがあるかどうか

「若し關係したことがありとすれば首題の錫が何時何處から如何なる経路を経て入手したものが（振奪品や否やを明らかにする為）

「文終部附右の「錫」を京都府廳に引渡した事實があるかどうか

「前本件に關し山口元大阪警理部部員に照會した處右の倉庫及首題錫につき全く記憶がないとの返事があつたから爲念申添へる

「前本照會に對する御回答の寫を第二復員局資料整理部長宛御送付願へれば幸甚に思ふ

一 別 紙 添 一

一 終 一

寫 送 付 先

第二復員局資料整理部長
大阪地方復員局総務部長
第二復員局經理部長

二復資第 二九七 號

昭和二十二年十一月十二日

第二復員局資料整理部長

大阪地方復員局 經理部長 殿
舞鶴地方復員局 經理部長 殿

京都府馬路村海軍倉庫に保管してあつた錫に關する件

首題の件に關して内務省調査局長から別紙の様な照會があつたので第二復員局經理部で元海軍省經理局關係につき調査した結果經理局關係ではない事が明らかとなつたので貴部に於て調査の上首題の錫が何時何處から如何なる経路を経て入手したものか至急當部へ回答され度い

（別紙添）

（終）

0949

調査局二發第一五〇五號

昭和二十三年九月十九日

内務省調査局長

復員廳第二復員局長 殿

掠奪錫の購入について

標記の件に關し連合軍最高司令部より別紙一の通り調査を命ぜられ別紙二の通り回答しておいたから掠奪品なりや否やは貴局に於て調査の上連合軍最高司令部宛御回答願ひたい。

0950

R P 二二六〇號 主管、内務

連合軍最高司令部民間財産管理部

整理番號 四一〇、二(二一)、Ju₁、一九四七) O P O / P P、A P O 五〇〇

覺書宛先 終戦連絡中央事務局

件名 竊、奪錫の購入について

一、終戦連絡中央事務局は三井物産株式會社京都支店が京都府廳から拂下げを受けた錫十二萬七千八百八十九キログラムの購入について之れから掠奪財産なりや否やを決定する目的を以て調査し報告する事を命ぜられた。

二、本件財産は右三井物産京都支店が日本金屬配給株式會社の代理店として價格五十四萬五千七百十四圓七十錢で拂下げを受けたものと言はれて居る。右錫は元京都府馬路村所在海軍經理部倉庫に保管されて居たものである。

三、本件報告は昭和二十二年八月三十日迄に民間財産管理局に提出すべきものとす。

パトリック・エイチ・タンデイ
代理イー・シー・ウイリー

阪復總務部長殿

昭和二十二年十一月二十五日

第 四 第 一 二 九

十一月二十六

大阪地方復員局経理部長

第二復員局資料整理部長 殿

大阪連幣局基金増額に關する件回答

陳て書附を以て御來照の首題の件（昭和二十年十月二日附東通幣〇六一二
一一番復員局経理部長宛取寄郵便長及十月七日附同上送電關聯）左記の通り
回答する

記

「復員中金額二六五七四四とあるは金（GOLD）を含む数件の金額額
をすべて金額として一つに纏めたものである。その詳細は別表（連幣局
基金保管昭和二十、二十一年度適合軍關係）一級（一）軍部から除却さ
れた地金の類」より精算す」の通りで總計に於て符合する

0952

二右財産の取得地域別その他の詳細は當郡關係書類焼失故に當時關係者の
記憶無き爲調査不能である

(別 表 添)

(終)

第二復員局整理部長
大阪地方復員局練務部長

寫影 利先

0953

Inventory of Purchased Metal unit : grams
Received from Japanese Navy

0954

Purchased date	Deposit receipt	Purchased	Item	Gross Weight	Purity.	Fine weight
31st Aug 1943	557	Osaka naval office of accounts and sup plies (K. Sugiyama)	Gold ware	26	g 697.0	18
17th Sep 1943	595	Same	Gold bullion	998.1	G 999.6	992.2
4th Jun 1942	417	Same	Gold & Si liver mixed	252080	G 788.2 S 14.10	19451.1 3579.5
21st Jun 1943	354	Same	Gold ware	69.7	G 996.0	68.9
29th Dec 1943	843	Same	Gold ware	196.0	G 970.0	190.0

(總重量 註 = 261674.4)
Total

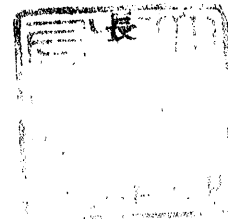


阪復第 〇〇〇 號

昭和二十二年十一月二十六日

第二復員局長 殿

大阪地方復員局



第二種物品保管轉換訓令數量變更の件上申

本年七月十四日附保二第四九三號で訓令のあつた大阪府廳へ保管轉換する物件は現品引取遅延に伴ふ其の後の供給等の爲に數量の變更を要するに付別紙の通り再訓令發令方願ひます

尙現品の引渡しは本月中に終る豫定です

(別紙添)

(終)

① 田嶋 幸次郎 謹啓

0955

品名	数量	訂正数量	保管轉換元	保管轉換先	記号
突のみのみ	111	101			
準	1	0			
申込洗桶	16	16	大阪地方復 給部	大阪府廳	特殊物件
塗具	7	7	以下同じ	以下同じ	以下同じ
同	2	2			
櫓架	800	800			
櫓	58	58			
爪竿	399	399			
旗竿	9	9			
垢酌	25	25			
數字型	150	150			
號笛	704	704			
鏽落鋸柄	395	395			

0956

瀝 青 鍋	填 隙 の み 内	鉾 刷 毛	數 字 刻 印	同 小	平 口 箸 中	角 口 箸 中	同 小	同 中	丸 口 箸 大	野 引 針	溝 台 乙	平 皿 盤 大	水 樽 台	盃 狀 革 個
三	二一九	一五二九	一八	二五	三三	三五	三〇	三三	四	四	六六	六	八	四〇〇
三	二一九	一五二九	一八	二五	三三	三五	三〇	三三	四	四	六六	六	八	四〇〇

0957

鉤	針	薄	平	銅	手	鐵	白	組	弦	鐵	雲	荒	齒	派
台	仔	の	た		萬	絞			掛	付	形	砥		背
杏	丸	み	か	鋳	力	一	銀	伊	鋸	鏡	定	石	組	杓
・	・	・	・	・	・	個	趾	・	・	個	組	・	・	個
四〇	五	二〇	一〇	五	二〇	二	九	三	六〇	五	三九八	一四〇〇	一〇三七	一二
四〇	一	二〇	一〇	五	二〇	二	七	九	六〇	五	三九八	一四〇四	一〇三五	一二

救命浮標	銅工木榧	手兩	松脂	自在躰大	時鐘	鍵の手定規	直角定規	内カリパス	木製滑車	螺切型英式小	操子錐採器	高速炭鋼	穴扱鋸	研磨砥石
個	個	個	疋	個	個	個	個	個	個	組	個	個	個	個
九九	七六〇	六〇	五〇	三五	二	三三	三	一五	五	三	二	二〇	一〇	一〇
九九	七六〇	六〇	五〇	三〇	二	三三	三	一五	五	三	二	二〇	一〇	一〇

0959

十 能 乙 個	國 際 通 信 電 信 編 部	試 験 板	海 軍 信 號 用 紙	手 燈 個	代 用 疊 枚	水 筒 個	帆 纜 系 疋	海 圖 訂 正 刀 個	測 風 氣 象 觀 測 常 用 表 部	速 力 標 甲 小 部	信 號 旗 鈞 甲 大 個	投 鏢 指 示 旗 組	手 旗 纜 部	信 號 旗 纜 乙 個
二五	二三	一五	二五〇〇	二	二〇	一〇	三	二九八五	八	四三	二七二	五五	二〇	八
二五	二三	一五	二五〇〇	〇	二〇	一〇	三	二九八五	八	四三	二七二	五五	二〇	一〇

0960

○	○	○											○	
水面計硝石板甲	寒暖計保護筒	寒暖計	携帶電灯	彈底油蓋	油 差 乙	油 低 石	火鉢 手袋 乙	噴 氣 管	檢 鹽 箱 籠	削 刀	煉瓦修理器具甲	辨 座 修 埋 機	銅 線 刷 毛	火 撿
・	・	・	・	・	・	個	組	・	・	・	個	組	・	個
一〇八	一〇〇	一七	三〇	七	四〇	二七	一五〇	一〇	一四	五八七	三〇	五	九九八	五三
一〇二	一〇〇	一七	三〇	四	四〇	二五	一五〇	一〇	一四	五八七	三〇	五	九九八	五四

0961

試	目	試	硝	比	計	○	○	螺	漏	調	折	高	○	泡
驗	盛	驗	子	畢	結	壓力	マイ	切	斗	帶	メ	熱	ク	沫
瓶	管	管	切	計	灯	計	ロ	型	個	大	ス	用	メ	消
個	個	個	乙	個	器	器	メ	式	個	米	個	板	ー	火
							タ	大	個	米	個	板	ー	劑
							ー	組	個	米	個	米	個	個
一四	一五	二	五	三	五	一	一	一	二〇	五〇	一〇	三〇	五〇	五〇
九	一五	二	五	三	五	〇	〇	一	二〇	五〇	一〇	三〇	〇	五〇

0962

硯	硯	名	大	汁	唾	水	寢	糧	概	紙	鍊	苛	茶	圖
相		海	平	杓	壺	江	言	食	算		黒	佐	ポ	止
		乙	桶	子	乙	大	油	前	又	挾	鉛	ソ	ール	鏡
				大			圓	又	切	個		ダ	紙	小
							乙	出	簿			ー	枚	個
							個	簿	部			庭		
六三	一五	一六	二	一三〇	一三	二	一六二	八五	一八	三六五〇	一〇〇	三二	二五〇	五五
六三	一五	一六	二	一三〇	一三	二	一六二	八五	一八	三六五〇	一〇〇	二	二〇〇	五五

0963

○

エキスロンパンチ	複 寫 紙	イ ン キ	小 刀	書 類 籠	鐵 筆	台 行 250x	輕 便 腰 台	腰 台 甲	刺 身 包 丁	薄 刃 包 丁	陸 戰 釜	飯 盒 乙	手 拭 鉢 乙	算 盤
個	枚	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	個
二〇〇	八六〇〇	一一〇〇	二六〇	一〇五	三〇〇	二	一	一	八	二五	六	一〇	二四	三〇
二〇〇	八六〇〇	一一〇〇	二六〇	一〇五	三〇〇	二	一	一	八	二五	六	一〇	二三	三〇

0964

○

金剛砂布	同小	同中	兵食器大	同小	配食器大	印褥	状袈小	墨汁	龜の子束子	米洗桶小	狙中	ビール水グラス	綴金乙	吸墨紙台
枚	枚	枚	枚	枚	枚	個	枚	枚	枚	枚	枚	個	函	個
1200	540	340	740	350	350	100	1000	500	500	300	200	2000	200	500
900	540	340	740	350	350	100	1000	500	500	300	200	2000	200	500

0965

備考 榭外○印は數量を變更したもの

三角定規大組	始動薬個
二〇	一〇、七〇〇
二〇	一〇、七〇〇

0966

昭和二十二年十一月二十二日

大阪地方復員局物件處理委員會
通常物品部會長 岩田

大阪地方復員局物件處理委員長 殿

毀損品賣却に關する件具申

別紙毀損物品收本日本日部會を招集審議の結果左記の者を候補者とし拂下（入
）に與生致したい 承認を得たい

大阪市東區北落二ノ一九

日本麥酒株式會社大阪支店

責任者 石崎 顯二

大阪市福島區下野町三丁目

八家食品工業所大阪工場

塚本 小一郎

大阪市東區伏見町二ノ一九

丸幸商店

鈴江 幸四郎

大阪市北區野田町六番地

双葉電機株式會社

道岡 金三

大阪市北區堀江町五〇

大榮海運株式會社

石田 恒夫

(終)

0967

毀損物品目録

品名	稱呼	数量	備考	品名	稱呼	数量	備考	品名	稱呼	数量	備考
事務机	机	三〇		多クライ	机	二		黒板	板	四	
乙种椅子	椅子	二三		机		一		長卓子	卓子	一	
藤椅子	椅子	八		藤箱	箱	三		丸卓子	卓子	一	
藤椅子	椅子	三		新聞架	架	一		二重台	台	二	木製
藤椅子	椅子	一		書棚	棚	七		物置台	台	一	
折椅子	椅子	一八		銀製戸棚	棚	一					
長腰衝	衝	二八		薬筒	筒	八					
脇置台	台	一七		消火器	器	八					
ソファ	ソファ	一		箱	箱	一					
香炉	香炉	七		卓上灯	灯	一					

0968

修復総務部長 殿

阪復 四五八號

昭和二十二年十一月二十五日

十一日午後五時送付



第二復員局補給部長 殿

大阪地方復員局補給部長

局長

總務部長

水路圖誌(特殊物件)數量の件通知

二復員局第二三九號 五三に依る首題の件は左記の通り付可然取計なれ

總務課長

前記は本月二十二日水路部派遣の係官に引渡し済です



記

海 圖(厚刷) 三四九五枚

同 圖(薄刷) 一〇八七枚

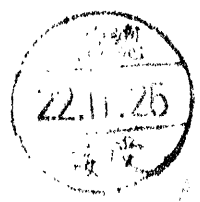
書 誌 別 紙

課 附

寫送付先

阪復總務部長
水路部長

(終)



0969

別紙

十四號C	六號B追	六號B	六號A追	六號A	五號	三號B	三號A追	三號A	二號追	二號	一號B	水路書誌 一號A追	品名
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	冊	數稱
一	三	三	五	二	三	七	六	七	二	一	一	五	數量
十九號B	十九號A	十八號追	十八號	十七號追	十七號	十六號	十五號D	十五號C追	十五號C	十五號B追	十五號B	十五號A	品名
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	冊	數稱
三	五	六	六	一	三	六	六	一	六	一	六	六	數量
二十五號A	二十四號B	二十四號D	二十四號C	二十四號B	二十四號A	二十三號追	二十三號	二十二號B	二十二號A	二十一號B	二十一號A	二十號	品名
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	冊	數稱
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	數量
一一〇號B	一一〇號A	九十二年版	九十號G追	九十號H	九十號G	九十號F	九十號C	九十號B	九十號A	五十號	三十號	二十五號A追	品名
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	冊	數稱
一九	一八	四	三	一	二	四	三	一	二	一	一	一	數量

0970

十一號 B	十一號 A 追	十一號 A	七 號	二〇三號 追	二〇三號	一〇〇號 C	一〇〇號 B	一〇〇號 A	品名	冊	數量
・	・	・	・	・	・	・	・	冊	數稱	冊	數量
一	四	一	六	一	四	一	一	二	品名	冊	數量
十三號 B	十三號 A	十二號 A の二	十二號 A	六〇三號の二	六〇一號	四二一號 A	二二二一號	二二二〇號	品名	冊	數量
・	・	・	・	・	・	・	・	冊	數稱	冊	數量
一	一	三	一	一	三	一	一	九	品名	冊	數量
十四號 B 追	十四號 B	十四號 A	十三號 C	六〇三號の六	六〇三號の五	六〇三號の四	六〇三號の三	六〇三號の二	品名	冊	數量
・	・	・	・	・	・	・	・	冊	數稱	冊	數量
一	一	一	二	一	一	三	三	三	品名	冊	數量
					計	一〇〇六號 A	一〇〇二號	六八三號	品名	冊	數量
						・	・	冊	數稱	冊	數量
						二八〇	二八	三	品名	冊	數量

0971

阪復總第三〇八號

昭和二十二年十一月二十六日

發行
11-26

大阪地方復員局總務部長

第三復員局總務部長殿

地方軍政部に提出の移管

資料一覽表に關する件報告

首題の件十月中に処理せるものなりし

局長

總務部長

總務部長

總務部長

附

0972

局長

經理部長

課長

主務部員

課部員

月

日起案

發付後
査閱

査閱

淨書

校合

月

日發付

(起案用紙)

電話連絡

宛
日文書
附昭和
年
月
日
官記名

本日(五)三〇
 十月廿六日二時總務部
 保野水田(由) 運轉
 原野(由) 運轉
 打金(由) 運轉
 打金(由) 運轉
 打金(由) 運轉
 打金(由) 運轉

謝 絶

海軍

(西大40納)

0973

阪復経第 一三

寫

大阪地方後身局総務部長

昭和二十二年十二月一日

十二月十七日送付

大阪地方後身局総務部長

22.12.18

總務部長

煙草配給に就する件照會

總務課長

従前同様にして来た諸在職職員及同僚職員に對する首領の件に就して最近の
新年度開始に於ける配給数量の削減の状況に對する配給の配給改善の上貴
局内一般指導徹底方可然御取計を待たぬ

庶務課長

給付標準遵守のこと

課長

給付標準に依れば諸在職職員に對しては一律に一人一月に付一五〇本以
内となつて居るか右在職職員に對しては訂給を有してゐるを以て限り管限
であるを要するに於て配給し而も一人一月に付一〇〇本以内であるか

0974

副官

昭和二十年四月廿六日

海軍二等整備曹 飯野角二郎

第三航空隊司令部

臨時家族手当申請書

昭和十七年總第一〇九號第三條ニ依ル扶養家族左記ノ通相違無之ニ依テ規定ノ手当支給相成度此ノ様申請書也

記

9260

氏名	生年月日	申請者トノ關係	職別	氏名	同上扶養家族男女別	職別	備考
飯野靜枝	昭和五年五月五日	妻	無	飯野角二郎	夫	軍艦司	
忠	昭和五年五月五日	長男	無		父	同	
誠	昭和五年五月五日	次男	無		父	同	
子惠子	昭和八年八月四日	女	無		父	同	
昭子	昭和八年八月五日	女	無		父	同	

本館に所蔵の書籍等で配給標準に則り適正公平の配給を旨とする
附記 一 従来配給標準に則り適正公平の配給を旨とする
配給されし方もございますし、配給の高低品のみとなる苦であるから併せ
て配給ありたい

（一）

0976

4260

分限地



先任下士官

副官

昭和二十年四月一日

海軍少尉

石倉芳司

第三統制隊司令部

臨時家賃手當申請書

昭和十七年達第一〇九號第三條ニ依ル扶養家族左記ノ遺相遺品之等係
規定ノ手當文給相成庶此ノ段申請係也

記

氏名	生年月日	申請書下ノ遺柄	男女別	職業	氏名	同上扶養家男女ノ遺柄別	職業又ハ勤務先
石倉久江	大正五年五月廿	妻	女	無職	石倉芳司	夫	海軍少尉
石倉芳子	昭和七年五月廿	長女	女	無職	石倉芳司	父	海軍少尉

阪復
昭和二十二年十二月十一日

昭和二十二年十二月十一日

十二月十一日

大阪地方復員局補給部長 殿

大阪地方復員局 経理部長

非特錄物件賣却要求に關する件照會

普通物件に付ては左記に依り當部へ要求せられたい

記

一、次の圖書添附のこと

第一種需品（物品の種類記入のこと）

品名	稱呼	數量	購入價格	規格	現品の狀況其他	拂下希望先

現品引取期日又所在場所等賣却契約上の必要條件は適宜記入のこと

0978

三 物品處理上廢品以外は總て中央の指令を必要とするに付此れが上申證許
又は訓令の寫添付のこと
三 其の仲賣却上の參考事項は成るべく詳細に通知のこと
四 現品の引取は當部からの通知に依つて實施のこと
五 契約に付ては貴部主務者の派遣協力を得たい

(終)

0979

課 附
 康務課長
 總務部
 事務部長
 事務部長

發付後
 査閱
 淨書
 校合
 月
 日發付

經理部長

課長

主務部員
 課部員

五月 十五日 起案

事務部長

名部

宛 日文書 昭和十五年 五月 五日 記名 官憲

幹事

首題の件左記に統一関係せよ。

部員名

事務部長

日付

五月 十七日

總務部 會議室

事務部

事務部

事務部

事務部

事務部

事務部

事務部

事務部

海軍

(西大40納)

0980

(起案用紙)

進達經由文書回覽票

阪警 第 號 付	定	指
	<p>謝書 大橋 尾野 下 友 長</p>	<p>經理部 後 部 長</p>
とす月 日	<p>12-17</p>	

西大 8 (大林納)

0981

阪復局長

阪復補第四六號

昭和二十二年十二月十六日

大阪地方復員局補給



第二復員局長 殿

⑤

石油配給公團保管中の潤滑油處理に關する件

首領に關しては二復補第四〇二號による當地石油配給公團代表と協同調査
作製の油庫保有石油類目録（別紙寫付参照）にても明らかなるも十一月二
十一日附重電第四番電に對する當部よりの返電（第一七番電）にて報告せ
し十一月廿日現在の現有庫は悉く府廳渡既發令の分を含むものにして當部
よりの重電記事務欄に府廳渡既發令の分を含まずとしたことに對し、時移管す
る現品が全部引渡し未完の状態を説明したものであるから了承ありたい。尤
もこの意味は前記目録によりても極めて明白なるものであると思ふ。勿論
府廳に對しては大體調査物件係に對し再三再四引取方を申出でたるにも
不拘何等の指示もなかつた次第である

0982

處で十一月末日迄大阪府廳を總じ石油配給公團大阪支部に首題の潤滑油を
除き外全石油製品類の移管は終了したかこの引渡未完の潤滑油とは一號外
部礦油二六五八四立紋一號内外部礦油二四、八三六立にしてその理由は凡そ
次の通りである。

即ち昭和二十一年八月廿日附吳復補第七號の三八（別紙寫(四)参照）にて吳
復補給部長より勸復補給部長宛に航空一〇〇礦油六一號の保轉通知に接し
たので貴部として直ちに此の旨を當時の石油配給統制株式會社大阪支店藥
務課に通知すると共に本保管轉換通知の「寫」を作製の上手交しおきたる上
更に會社了解の下にこの六一號を一號外部礦油として三一號又一號内外部
礦油として三〇號と組替受入し現品は石油公團に預け必要の場合には押出
しを受けざるやうにと話合ひが決り爾後試航船關係に對する本油の供給をこ
の分より押出し充當せるもかくして石油公團保管と思ひこみし同油も昭和
二十二年十月三日附勸復補給令後二號七〇五號の大阪府廳移管方の訓令を
受け早速一外二〇號一内二〇號の公團側に對し別紙（寫イ）の如き受渡指

圖書を發行繼承するに及び公團備に於て漸々保管の眞意に懸念をもちはじめたるものの如く後日公團東京本部より府縣移管方の中石油製品部は全部公開に引取らるやうに成つたからとの東京本部指令に對し潤滑油保管問題が俄然問題化となり更に適合車等の指令をせられるに及んでこれに關係を

石油公團大阪支部は別紙共地方復員局補給部長連絡第一吳復補第七號ノ三八八に基き保管轉換が行はれしものとして一部大阪地方復員局に對して供給せし分は保管轉換の事實あり事列明せらるに及び之を常備用委託給分に撥替整理し代金決済の方法を以て處理す

大阪支部提出文書

0985 0984

圖書を發行指示するに及び金剛側にて漸々保管の眞意に疑念をもちはじめたるものの如く後日金剛東京本部より府廳移管方の中石油製品類は金剛公明にて引取るやうになつたからとの東京本部指令に對し潤滑油保管問題が俄然問題化となり更に連合軍よりの指令發せられるに及んでこれか解決に至れざるを待たぬ立場になつたので金剛側は係員を出張せしめ極力事件の解明に盡力するところがあつた。その結果全く保管の事實を言ふことか判明し茲に各者間の連絡不行届の結果を認めざるに至りたるなり
尙現存此の保管の事實なきに不拘試航船機体の供給に就きては本任給の性格を考慮して無條件に供給しむたりたるものであると證明ありたり
更に本件の推移を明らかにする意味で次の如き關係文書(第一)を添付して
おくから了解ありたい

記

一 興業局運輸局補助船保管轉換航空一二〇礦油の件について石油配給公團
文書提出文書

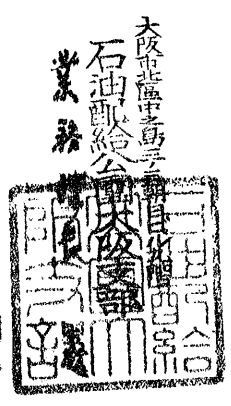
0985 0984

一、本件に關する異地方領員局補給部と二機關の往復文書
 二、本件に關する石油配給公團（當時石油配給統制株式會社本支店間）
 の往復文書

三、同前四縣内政廳長兼特務物件中使用許可に關する件 異地方領員局補給部宛分
 本件に關する相違條之ことを記す

昭和二十二年十二月十日

大阪地方領員局補給部
 物品會計室 増井 末一



去
 去

0986

寫山

昭復補正山九二號

大昭地才復員局保管石油製品処理数量

品名	数量	丁規	在日	保管	供給	使用	引渡
普通機油	立	二七	九三四	一七	四八四	一	〇
輕油	立	一八	八四〇	〇	〇	一	〇
澄油	立	九	七八〇	七	二〇〇	九	〇
B重油	計	三七	二	〇	〇	〇	三七
C重油	計	六	七	〇	〇	〇	六
一號重油	計	一	三	六	〇	〇	一
一號外部硫油	立	二	六	五	八	四	〇
一號内部硫油	立	二	四	八	三	六	〇
二號内部硫油	立	九	一	一	〇	〇	〇

0987

海 軍

三 階 ア ス シ	グ リ ー ム
五	五
一 一 三 二	一 七 三 四
	一 〇 〇 〇
	一 九 二
一 一 三 二	四 九
七 〇 〇 〇	

大 阪 地 方 復 員 局 補 給 部 一 印

石 油 配 給 公 團 大 阪 支 部 一 印

寫 (ロ)

呉 復 員 局 補 給 部 一 印

昭 和 三 十 一 年 八 月 二 十 日

大 阪 地 方 復 員 局 補 給 部 長 一 印

大 阪 地 方 復 員 局 補 給 部 長 殿

燃 料 保 管 管 轄 換 件 通 知

海 軍 令 第 十 三 行 第 一 號 (補 給 部 隊 令)

大 正 十 六 年

0988

首領に干し本局補給部長より左記の通り通しあり		記		たりに付、石硫と打石の上受取したい	
保轉元	保轉先	種	額		
岩綿帶徳山出張所	舞一徳帶	航空一三〇硫油	貳拾斤		
		イソオクタン	拾拾斤		
	航空一三〇硫油	三拾五斤			
尚石燃料は目下石硫下出出張所に預入中である					
	寫送付先	石硫下出出張所			
	石硫下出出張所				

0989

寫(一)

昭和三十二年十月十三日

昭和三十二年十月十三日

石油配給公團 印中

石油配給公團

潤滑油引渡の件

首道に付き、左記の通り処理相成

品

名 單位数

量

記

事

一 内部部油

計

=

保管部轉換先

一 外部部油

計

=

石油存庫

但、昭和三十二年十月三日付、徳員廳訓令(昭三二ヤセロ五第

一)より、石油存庫に引渡すものとす。

(一)

添付文書

又一 吳地才復員局補給部保管轉換航空一三〇機油件に就き

石油配給公團に改支部程表

旧徳山海軍燃料廠所存の石油類はその他の軍所存品と共に大島
及大迫の集積所に集積せし居り、之等は連合軍より内務省
を經由し石油配給統制株式会社に一式リストを以て拂下げら
るることありしに於て、從而下向出張所に於ては、溢難を恐ら
ず、先づ引取り、需品部徳山出張所に交渉し、此處、需品部徳山
出張所に於ても、又は自己の保管品であり、亦、山縣内政部
長より一部使用許しを得るものがあるとして、引渡さる
拒絶し、また、需品部徳山出張所の廃廳とあるに及んで
一部を（揮発油外）を除き、兩者予解の下に引渡さる

毎頁

0991

事にふつた。

尚需品卸徳山出張所にて於てもえろち御及舞鶴(保善)
 轉送を小の様要ありえが輸送の依頼もあつた様
 あるが前所より此く既にふりリストに依り(別)拂下
 ぎしおるものありたがリストの訂正も不能
 つにのい金取引取りえを考案油槽に轉送一般取
 財源とて云々 均略

昭和十三年三月 (昭和十三年)

岡大1551

0992

添付文書

ヤニ 官ニ復員局及官地才復員局間の本件に干渉せる
往復文書

(1) 本年 五月二十八日附 官復需才第四ニ號

叙 官地才復員局 需品部長

宛 官ニ復員大臣官房 需品部長

燃料拂下の件 昭會

官部徳山出張所は六月末を以て廃廳の予定あり
該地停業中の天沢物 官部には要ふきには

石油販売統制會社に拂下たる考へるも官意伺ひ後い

航空一ニヨリ油 一六ニ評

イソオクタン 三ニ評

0993

廃硫油

二五四斤

(終)

(四) 本年三月三日附三復補給部第一三號

発 復員廳より復員局補給部長

宛 貴局より復員局補給部長

燃料拂下げ件回答

是等需品第四三號より照會のあつた首題の件は左記
に依り処理せらるべし。

記

(一) 保管轉換

保管元

保管先

種類

吳場初徳山去張所

舞鶴傷需

硫黄二五四斤

海軍省第三十三号(海軍省)

公
大改湯帯
航空二二〇航空油六二許

二 拂下及預入

石油配給統制株式会社
航空二二〇航空油八一許
(預入)

航空油
二五四許
(拂下)

寫
舞鶴・大改・岩徳山

川
六月廿六日附
岩徳補徳山燃や八号の一〇二

完
岩 岩徳補徳山燃や長

完
岩 岩徳補給部長

燃料拂下の件照会

六月廿一日附三復補給部第一方席に依り
部長宛 資局補給部長宛 書類
本日接交致す

たしか六月十日附岩徳山燃や四席より
寫通

0995

全部を統へる液にらか 本件如何に処理するや
ヤ中指示の事に御計はなさい
追而 痰油の付け 船去清である為念

二月廿一日
二月廿九日付 皇海軍大臣 第七號の八

宛 皇海軍補給部長

宛 皇海軍燃料部長

貴部海軍中ふりー 燃料に干しは三海軍補給部

わ一方請に依り 処理せらるる事にふりて付き、

直ちに各統に連絡を預渡し 尚 右海軍補給部

より 航空燃油方一紙を物りに行く旨であるから

之も各統へ請うおかし

航空燃油は預入不 イソオクタンは保管委託

終

海軍省第十三行 調査部

石油配給公團東京本部と静岡支部との間に於ける本件に關する往復文書
七月十二日附業七五五號

發 石統静岡支店長
宛 本社 配給課長

復員局預入拂下石油に關する件

六月二十九日附業配機内五〇八號貴信に關する首題の件に關し下圖出張所
に出向事情聴取の結果を左に御報告申上ぐ航空一三〇破油八一軒（預入）
は八一〇本（一六二軒の限り）で既に廣島油槽所に轉送すも復員局需品部徳
山出張所にて既に消費の分三四軒と合はせて一九六軒あり金數を正式リス
トに依る①として縣廳より引續ぎ處理し居る關係上需品部徳山出張所消費
三四軒の處置に關し目下下圖出張所より吳復員局需品部宛轉の移讓方交渉
中なり 以下略。

（同）七月十六日業七七七號

發 静岡支店長

0997

宛 下關出張所長

特殊物件中石油類取扱に關する件

首題に關し六月十八日附樂記第五九八號特價御參照願上ぐ同信添付六月
五日附二一號發第七一五號内務省關企部長拉商工省礦山局長邊名備原に
より突々適宜御處理願居る事と存ずるも同題原第四項目に於いて「未だ
に地方復原局が自己のものだと誤認して石統に引渡さない数量一勝手
復原局で處理したる数量を食む」があると思はれるが之を進駐軍に報告
する必要がある」と記載されてゐる如く實際一區現地需品部等は未だに
①處理を理解せず徒に②處理が遲延し居るよに關及び居るに付ては右題
原發式により實狀御報告相成原特にも願ひ申上ぐ

八月二日附樂記然内第一九〇九號

發 軍駐 運輸課長

宛 下關出張所長

兵部省陸軍省各官制に關する照會の件

復員局 第二復員局吉川補給部長より左記依頼越有之たるに付至急御調査の上折返へ何分の御回答願う

(一) 豫而吳地方復員局徳山出張所所在の復員局所有各油一當社より終戦後許託として現地に於てその備肥給を受けたるものなりといふ一を六月末に徳山出張所閉鎖の予定なりしを以てその處置に關し本廳第二復員局へ照會せり

(二) 本廳としては添付通牒を發しその處置を指示せるをその通牒は六月末迄に吳復員局に到達せざるもの如し

(三) 依而吳に於ては前記回答遅延せる如本廳の回答をまたず徳山出張所所在庫各油を全部貴所に引渡したる由なり

然るに本廳通牒はその第一項記載の各油は舞鶴大阪兩復員局に保管轉換の事と相成居り吳復員局のよりたる措置と異り居るを以て貴所に引渡したる以後の取附は如何相成居るや承知致度し

即ち徳山出張所引取るに當つて

0999

(イ) 物品として受入れ済なりや（此場合は内務省乃至地方廳の關係を考慮されるを以て今日に於ては最早受入整理の變更は困難ならん）
(ロ) 單に預品として今猶保管中なりや（此場合は追而指示するを以てその備預り置かれたい）

(ハ) (イ)以前の一物品整理方法として受入れ済なりや（此の場合は既に配給済と雖も整理替の上返品の必要を生ずべし）

(ニ) 或は全然前記各油を受入れる事なきや

㊦ 八月十七日附下配第二二九號

發 下關出張所長

宛 本配給課長

興復員局保管各油引取に關する件

八月十二日附業配燃内第一九〇九號拜誦

㊧ 貴信別記第一項として同品は當地より終戦委託として現地に於てその備配給を受けたるものゝ如くなるも當所に於ては終戦委託として配給したる

事なくそのも真相究明せるに終戦後需品部徳山出張所より縣廳調査課に要求して直接縣より貰ひ受けたる由なり然してその後航空一二〇礦油三
四軒イソオクタン三〇軒廢礦油一六軒は消費濟殘數を出張所閉鎖に伴ひ
當方に拂下げ又は預入れしたるものなりといふ

□當方は縣廳より正式リストに依り拂下げを受けたるも一部は消費濟の爲
復員局より粹の移讓方を交渉しおいたる處復員廳補給部長の通牒による
貴方の通牒を受け驚愕せり

□依而當方にては別品として受け入れ濟にして受領證も提出濟の事なれば
受入れ整理の變更は困難なり

四尙現品はイソオクタン航空一二〇礦油は何れも廣島油槽所に轉送濟(後略)

混亂の原因

縣が既に需品部出張所に引渡したるものを當方に正式リストを以て引渡
しをなしたる事にあるも果して縣が當社を經由せずして直接復員局に現
品を交附する事の可否は當所に於いては不明なり

七月四日下配第一回三號 兼下出嶽新長 宛配給部長

御 出 張 取 組 件

六月二十九日附乗配機内第五〇八號を以て長知方復員局より

航空 一二〇噸油 八一好（預入）

横 嶺 油 二五噸坪（預下）

夫々當社に對し拂下及預入れされる油は右横嶺油は至井物産へ航空一二〇

噸油は支店支店へ轉送方御指承 横嶺油は五月二

十號日二一噸油第六三〇號横嶺山崎總隊を以て奥重石油麻原有製油所に賣

却致す事になり居り航空一二〇噸油は廣島油槽所宛轉送済となり居るか

今後如何致すへまや至急御指相成度願上ぐ

後 略

物産山和縣内秘蔵致 宛吳地方復故地部標山出張所長

新築物件等使用許可に關する件

新築の件に關し一月十六日附を以て願出相成候處左記の通り處理する事と
承認相成候御了知相成度此の段御進呈に及び候也

航盤一二〇碩油 一八〇坪

イソオクタン 六〇坪

炭 油 二七〇坪

(落)